

11 屋外広告物管理者の設置

屋外広告物を良好な景観の形成、風致の維持や公衆に対する危害防止の観点から良好な状態に維持していくためには、それらに関する補修その他の適正な管理が必要不可欠です。

特に、防災性の向上の観点から、規模の大きな屋外広告物や道路上にある広告物等は、より適正な管理が必要とされています。

このため、特定の広告物等に一定の要件を有する屋外広告物管理者の設置が義務付けられています。

(1) 屋外広告物管理者の設置義務

下記の屋外広告物等を表示し、又は設置する者は、下記の要件に該当する屋外広告物管理者を置かなければなりません。

① 対象となる屋外広告物等

- ア 広告塔
 - イ 広告板
 - ウ アーチ
 - エ 装飾街路灯
- } (高さが4 mを超えるもの又は表示面積が10 m²を超えるものに限る。)

② 屋外広告物管理者の要件

次のいずれかに該当する方です。

- ア 建築士法に規定する**建築士**
- イ 電気工事士法に規定する**電気工事士**、又は**ネオン工事に係る特種電気工事資格者認定証の交付を受けている方**
- ウ 電気事業法に規定する**第1種・第2種・第3種の電気主任技術者免状の交付を受けている方**
- エ 屋外広告物法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が実施する試験に合格した方（**屋外広告士**）※（経過規定により有効とされる屋外広告物に係る色彩、意匠、素材等に関する知識及び技術の審査・証明事業認定規程に基づき認定された審査・証明事業により付与される屋外広告士を含む。）

(2) 屋外広告物管理者の設置等の届出

ア 上記(1)①の屋外広告物等について、屋外広告物管理者が設置されたら、直ちに**屋外広告物管理者設置届**を提出してください。ただし、許可申請時に必要事項を記載した場合には省略することができます。

イ 屋外広告物管理者の氏名や住所等が変わった場合には、**屋外広告物管理者変更届**を提出してください。

ウ 屋外広告物管理者設置届又は屋外広告物管理者変更届を提出する際には**屋外広告物管理者の資格を証明するもの（認定証の写し等）**を添付してください。

(3) 屋外広告物自己点検報告書

上記(1)①の屋外広告物等について、継続又は変更許可申請をする場合の屋外広告物自己点検報告書は、上記(1)②の屋外広告物管理者の点検を受けたものでなければなりません。

12 屋外広告業の登録

(1) 屋外広告業とは

広告主から、広告物等の表示・設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを「業」として行う法人又は個人をいいます。営業所を都内に有していない場合であっても、東京都内で広告物等の表示・設置に関する工事等を行おうとする場合には、登録が必要です。

なお、八王子市は平成 27 年 4 月 1 日から中核市に移行したため、八王子市内で屋外広告業を営むには、別途八王子市での屋外広告業登録（申請又は届出の手續）が必要です。

(2) 登録の申請について

書類は 2 通（正本・副本）用意してください（副本はコピーで可）。

なお、登録申請者等が法人の場合にはその役員について、未成年者の場合はその法定代理人について記入してください。指定様式及び記入例等は、東京都都市整備局のホームページからダウンロードできます（第 19 号、20 号、21 号様式）。

URL: http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/koukoku/kou_touroku.htm

《提出書類》

【新規】

- ① 屋外広告業登録申請書（第 19 号様式）
 - ・法人である場合は、代表者印を押印してください。
 - ・法人である場合は、登記事項証明書に記載の住所を御記入ください。
- ② 誓約書（第 20 号様式）…役員全員について必要です。代表取締役の誓約書は、法人の代表者印を押印してください。
- ③ 略歴書（第 21 号様式）…役員全員について必要です。
- ④ ・法人である場合は、登記事項証明書（3 か月以内発行のもの・写し可）
 - ・個人である場合は、住民票の写し（3 か月以内発行のもの・写し可）
- ⑤ 業務主任者の資格・認定書等の書類の写し
- ⑥ 業務主任者の従事証明
 - ※ 業務主任者の雇用証明、健康保険証の写し（事業所名の記載があるもの）等
- ⑦ 後日発行する登録通知書を郵送で受け取りたい方は、返信用封筒（角型 2 号、A 4 サイズ）に住所・宛名を記入の上、切手 430 円分を貼って提出してください。

【更新】

※①から④までは変更の有無にかかわらず提出が必要です。

- ① 屋外広告業登録申請書（第 19 号様式）
 - ・法人である場合は、代表者印を押印してください。
 - ・法人である場合は、登記事項証明書に記載の住所を御記入ください。
- ② 誓約書（第 20 号様式）…役員全員について必要です。代表取締役の誓約書は、法人の代表者印を押印してください。
- ③ 略歴書（第 21 号様式）…役員全員について必要です。
- ④ ・法人である場合は、登記事項証明書（3 か月以内発行のもの・写し可）
 - ・個人である場合は、住民票の写し（3 か月以内発行のもの・写し可）
- ※ ⑤及び⑥は業務主任者に変更があった場合に必要になります。
- ⑤ 業務主任者の資格・認定書等の書類の写し
- ⑥ 業務主任者の従事証明
 - ※ 業務主任者の雇用証明、健康保険証の写し（事業所名の記載があるもの）等
- ⑦ 後日発行する登録通知書を郵送で受け取りたい方は、返信用封筒（角型 2 号、A 4 サイズ）に住所・宛名を記入の上、切手 430 円分を貼って提出してください。

（参考）法人の役員とは

法人の役員とは、株式会社又は有限会社の取締役、委員会等設置会社の執行役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基づくもの）、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、法人格のある組合の理事などをいい、監査役、監事、有限責任者、事務局長等は役員に含まれません。

(3) 申請書類の提出先

東京都 都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課 屋外広告物担当 登録窓口（都庁第二本庁舎 12 階中央）まで申請書類を御持参いただき、手続を行っていただきます。

平日 午前 9 時から正午まで

午後 1 時から午後 3 時まで

（郵送での申請は受け付けておりませんので、御注意ください。）

(4) 業務主任者

業務主任者とは、営業所ごとに設置する、広告物等の表示・設置に関する法令の規定の遵守やその他その営業所における業務を適正に運営するために必要な業務を行う人のことで、下記のいずれかの条件を満たす方となります。

- ・都道府県、指定都市又は中核市が行う講習会の修了者
- ・職業能力開発促進法の準則訓練（広告美術科）修了者、職業訓練指導員免許（広告美術科）所持者又は技能検定（広告美術仕上げ）合格者
- ・屋外広告物法に規定する登録試験機関が実施する試験に合格した屋外広告士（経過措置により有効とされる屋外広告士を含む。）

※ なお、業務主任者については、必ずしもその営業所の専任の者である必要はありませんが、雇用契約等により通常勤務時間中はその事業所の業務に従事できる者でなければなりません。

(5) 登録の有効期間

登録の有効期間は**5年間**です。有効期間満了後も引き続き屋外広告業を営もうとする場合は、登録期間満了の30日前までに更新登録申請の手続を行わなければなりません。

※ 平成25年5月から平成26年4月までに登録された方は、平成30年度中に更新手続が必要になりますので有効期限を必ず御確認ください。

※ 更新手続をする場合は、有効期間が満了する日の2か月前から30日前までに申請手続を済ませてください。

※ 有効期限が切れた場合は、新規登録となります。

(6) 登録申請手数料

申請手数料は新規登録10,000円、更新登録5,000円です。

※ 申請窓口での現金払いになります。恐れ入りますが、釣り銭のないようお願いします。

※ 登録後に登録通知書を交付します。郵送を希望される場合は、返信用封筒（角型2号、A4サイズ）に住所に住所・宛名を記入の上、切手430円分を貼って提出してください。

(7) 登録を拒否する場合

屋外広告業の登録に当たっては、下記に掲げる事項に該当していないことが必要です。

また、登録申請書に虚偽の記載があったり、必要な事実の記載がなかったりした場合には、登録が受けられません。

《登録を拒否する要件》

- ・屋外広告業の登録を取り消された日から2年を経過しない者
- ・営業の停止期間が経過していない者
- ・東京都屋外広告物条例に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられたもので、その執行が終わった日から2年を経過しない者
- ・営業所ごとに業務主任者を置いていない者

(8) 監督処分等

登録を受けずに屋外広告業を営んだ場合又は不正な手段により登録を受けた場合など、東京都屋外広告物条例又は規則に違反した者は、登録の取消し、営業の停止（一部又は全部）、違反事実の公表、30万円以下の罰金又は過料に処される場合があります。

(9) 屋外広告業者登録簿

登録を受けると、屋外広告業者登録簿へ登録申請書の記載事項が登録され、一般の閲覧に供されます。

(10) 都が開催する屋外広告物講習会

- ① 都では年1回程度屋外広告物講習会を開催しています。
- ② 講習会は2日にわたり開催しており、受講するためには申込みが必要です。
なお、申込時には受講手数料（4,900円）が必要です。
- ③ 講習会の開催日時、申込受付期間などについては、東京都公報、東京都都市整備局ホームページ、区や市の広報紙等によりお知らせします。
URL: <http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>

(11) 登録後の変更手続について

- ・登録事項の変更があった場合は、変更があった日から30日以内に、届け出なければなりません。
- ・必要書類は以下の3点です。
 - ① 必要事項を記載した「屋外広告業登録事項変更届出書」（別記第22号様式）
 - ② 登記事項証明書（個人の場合は住民票の写し）
 - ③ 変更する事項に応じた添付書類（以下のとおり）

変 更 事 項	必 要 な 書 類
商号、氏名及び住所 営業所の名称及び所在地	上記①及び②のみ
役員の氏名	・誓約書（第20号様式）※新たに役員に就任した者の分のみ （代表取締役が変更となった場合は代表取締役印を押印） ・略歴書（第21号様式）※新たに役員に就任した者の分のみ
業務主任者の氏名及び所属する 営業所の名称	・業務主任者の資格、認定書等の書類の写し ・業務主任者の従事証明（社会健康保険証の写し等）

- ・直接御持参いただくか、郵送で受け付けています。上記の必要書類を正・副1部ずつ作成し、御提出をお願いいたします。副本は、書類審査後お返ししますので、御郵送の場合は、返信用封筒（切手貼付）を同封してください。受領印を押印後、返信いたします。
- ・変更届出の際は、「屋外広告業登録通知書」の変更はありませんので、通知書はお手元に保管くださいますよう、お願いいたします。

13 禁止広告物

条例では、形状、規模、色彩、意匠その他表示の方法が景観風致を害するおそれのある広告物等のほか、次に掲げる広告物等を禁止広告物として定め、出すことを禁じています。

- (1) 腐朽し、腐食し、又は破損しやすい材料を使用した危険な広告物等
- (2) 構造又は設置の方法が危険な広告物等
- (3) 風圧又は地震その他の震動若しくは衝撃により容易に破損、落下、倒壊等のおそれのある広告物等
- (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるなど、道路交通の安全を阻害するおそれのある広告物等

14 管理及び除却の義務

条例では、広告物等を出した方等は、その広告物等に関し、補修その他必要な管理を行い良好な状態に保持しなければならないと定めています。

また、これらの方は許可期間その他の適法な表示期間又は設置期間が満了したときは、直ちに広告物等を除却しなければなりません。

15 罰 則

条例に違反した場合は、罰金又は過料が科されることがあります。

その例は次のとおりです。

(1) 罰 金

- 禁止区域や禁止物件に広告物等を出した場合
- 許可を受ける必要があるにもかかわらず許可を受けずに広告物等を出した場合
- 除却命令等に従わない場合
- 登録を受けずに屋外広告業を営んだ場合

(2) 過 料

- 道路上や道路上にある電柱・街路樹などに、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を出した場合
- 屋外広告業の変更の届出を怠った場合

※ 法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は個人の事務に関して罰則の対象となる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は個人に対しても刑を科することとなります。

16 屋外広告物の種類

1	広 告 塔	多角柱又は円柱の面を利用するもので、広告表示面を含む構造物が三角塔、四角塔、円型塔等のもの（球形及び多面体を含む。）
2	広 告 板	広告表示面が板状で、1面又は2面（板の両面）に表示されたもの（建築物の壁面、日よけ等の取付文字、書き文字等及び突出看板を含む。）
3	小 型 広 告 板	広告表示面が板状で、1面に表示されたもので、縦・横共に1 m以下のもの
4	は り 紙	紙等に印刷又は手書された広告物で他の物件に貼付するもの
5	は り 札 等	ベニヤ板、プラスチック板及びブリキ板のように、比較的軽易な材質の板に紙その他のものを貼り、若しくは差し込む等により定着させ、又は直接印刷したものを工作物等に針金等でつるし、若しくはくくりつける等容易に取り外すことのできる状態で取り付けられたもの
6	広 告 旗	表示面積3㎡以下ののぼり（モモタロウ旗）等、容易に取り外すことのできる状態で立て、又は立て掛けられているもの。それを支える台等も含む。
7	立 看 板 等	木枠等に紙張り、若しくは布張り等をしたものや、ベニヤ板、プラスチック板、ブリキ板等に、紙、その他のものを張ったもの、又は直接塗装印刷したもの、置看板、パンフレットやチラシ等を掲出する物件等
8	電柱・街路灯柱利用広告物	電柱、電話柱又は街路灯柱に取り付けた広告物
9	標識利用広告物	標識（バス停標識、消火栓標識、避難標識、案内図板等）に取り付けた広告物
10	広告宣伝車	自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2に規定する広告宣伝用自動車の外面を利用する広告物
11	バス又は電車の車体利用広告で長方形の枠を利用する方式によるもの	バス又は電車の車体に長方形の枠を利用して表示した広告物
12	上記以外の車体利用広告物	11以外の方式による電車又はバスに表示した広告物及び乗用車又は貨物自動車に表示した広告物
13	アドバルーン	綱を付けた気球を掲揚し、その綱又は気球を利用して広告表示したもの（東京都火災予防条例に適合するもの）
14	広 告 幕	布、ビニール等に広告表示し、建築物の壁面、地上のポール等に取り付けたもの（表示面積3㎡を超えたのぼりを含む。） なお、 <u>枠を固定したり、パネル状に取り付けるなどにより、表示面（幕の部分）が固定されたものは上記2の広告板として扱う。</u>
15	ア ー チ	道路上を横断して設置するもの（広告幕（横断幕）は除く。）
16	装 飾 街 路 灯	街路灯自体が広告と認められるもの
17	店 頭 装 飾	クリスマスセール、お中元セール、新装開店時等において、商品の入口周辺に一時的に設置するもの

17 屋外広告物許可申請手数料及び許可期間

種 類	許 可 申 請 手 数 料		許 可 期 間
	単 位	金 額	
広 告 塔 板	面積5㎡までごとにつき	3,220 円	2年以内
小 型 広 告 板	1枚につき	400 円	1年 "
は り 紙 ・ は り 札 等	50枚までごとにつき	2,250 円	1月 "
広 告 旗	1本につき	450 円	1月 "
立 看 板 等	1枚につき	450 円	1月 "
電柱・街路灯柱の利用広告	1枚につき	310 円	1年 "
標 識 利 用 広 告	1枚につき	210 円	1年 "
宣 伝 車	1台につき	4,950 円	1年 "
バス又は電車の車体利用 広告で長方形の枠を利用 する方式によるもの	1枚につき	610 円	1年 "
前記以外の車体利用広告	1台につき	1,950 円	1年 "
ア ド バ ル ー ン	1個につき	2,850 円	1月 "
広 告 幕	1張につき	990 円	1月 "
ア ー チ	1基につき	10,630 円	2年 "
装 飾 街 路 灯	1基につき	5,010 円	2年 "
店 頭 装 飾	1基につき	19,800 円	1月 "

※ 区長や市長、町長が許可する広告物については、それぞれの区・市・町で手数料を定めているため、上記の金額と異なる場合があります。詳しくは屋外広告担当窓口で御確認ください。